

美里町本人通知制度事前登録申込書

平成 年 月 日

美里町長あて

届出者	住所	〒 -	
	氏名		
	連絡先	-	-
届出者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人		

美里町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	性別	男・女
住所			
本籍		筆頭者	
連絡先	- -		

法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
氏名	フリガナ	
住所	〒 -	
連絡先	- -	

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に 印をつけてください。

注2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

次の欄は、記入しないでください。

受付	登録期間		本人等の確認書類		備考
No.	平成 年 月 日		本人 法定代理人 代理人	住基カード(写真有・無) 旅券 運転免許証 その他()	
平成 年 月 日	~ 年 月 日				
課長	主幹	主査	合議		

美里町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、美里町において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。戸籍の記載があるもの）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書（戸籍の記載があるもの）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等^{（注）}の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に美里町住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）で、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 4 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者が疾病等により直接申込みをすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 5 事前登録者の登録期間は、登録者名簿に登録した日から3年とします。登録期間終了後に引き続き事前登録を希望する方は、再度事前登録をしなければなりません。
- 6 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 7 事前登録者への通知にあたり、第三者の職務上の請求で紛争処理・解決手続きの代理業務等により交付したときは該当しません。
- 8 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに交付請求者の種別です。
- 9 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は登録期間終了した場合等は、事前登録を廃止します。